

狛江市教育支援センター 整備基本構想（案）

平成 年 月

目 次

1	教育支援センター整備基本構想の策定について	1
2	市の現状	2
3	教育研究所の事業概要と現状	3
4	狛江市の教育支援に関する課題	9
5	教育支援センター整備の基本理念	10
6	教育支援センターの機能	11
7	各センターとの連携推進	13
8	教育支援センター諸室への展開について	14
9	教育支援センターの管理運営について	15
10	オープンまでのスケジュール	16

1 教育支援センター整備基本構想の策定について

子育て・教育支援複合施設の新設を主要な取組みのひとつとする狛江市公共施設整備計画（平成28年度ローリング版）が平成29年1月に策定されました。子育て・教育支援複合施設は教育研究所（教育研究所の機能に加え、新たな機能を付加するため、統合後の名称を「教育支援センター」とします。）、児童発達支援センター、子ども家庭支援センターの3つの機能を統合し、教育・福祉・子育てが一体となって子どもの育ちや発達を支援するための施設です。

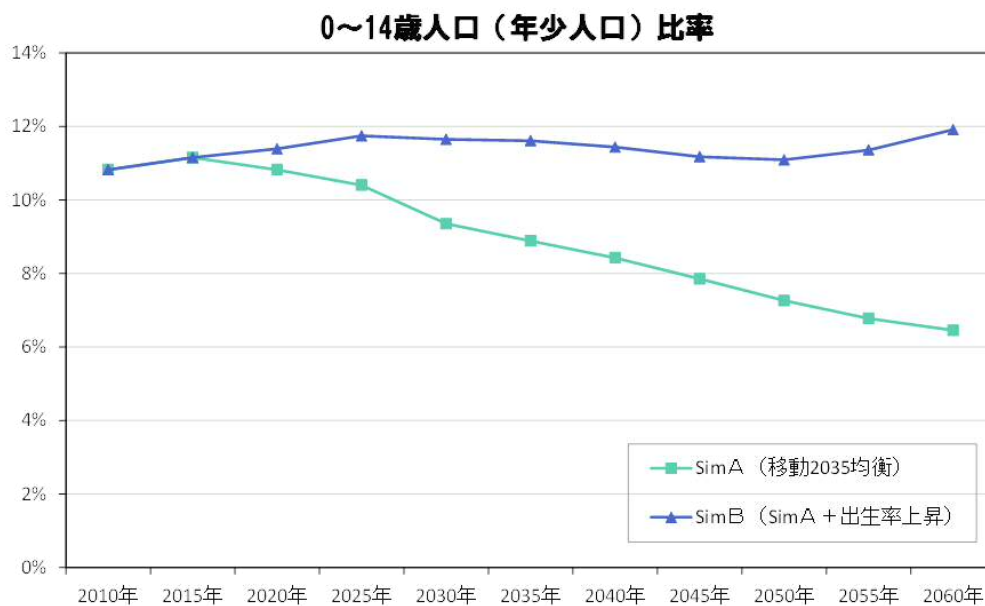
複合施設のひとつの機能である教育支援センターについては、現在の教育研究所の機能に必要な機能を加え、関係機関等との連携をとりながら、教育支援のさらなる充実を図ります。

この整備基本構想は、児童発達支援センター・子ども家庭支援センターなどの関係機関との連携のもと、乳幼児期から学校卒業、そして進路を含めたライフステージを見通した一貫した教育・療育を推進するために、教育支援センターとして必要な機能を整理するとともに、施設整備に向けた基本的な考え方を示すものです。

2 市の現状

(1) 年少人口（0～14歳）比率の推移

狛江市人口ビジョン（平成28年2月策定）によると、狛江市の0～14歳人口は、これまで増加傾向にありましたが、今後は次第に減少に転じることが想定されています（SimA）。しかし、各種施策の取組みを行った場合の上昇率を見込んだ推計（市が目指す方向性）においては、2060年の市の人口全体に占める0～14歳人口の割合は、現在よりもわずかながら高くなる想定となっています（SimB）。



SimA = 出生、死亡は国立社会保障・人口問題研究所による仮定値に基づき、2035年以降に移動がゼロ（均衡）を見込んだ推計

SimB = SimAをベースに、2060年までに出生率の上昇を見込んだ推計

(2) 特別支援学級及び特別支援教室の児童・生徒数の推移

特別な支援を必要とする児童・生徒は増加しています。特に、特別支援教室（通級指導学級）を利用する児童（小学校）については、モデル事業を開始した5年前に比べて約2倍に増加し、生徒（中学校）は昨年度から大きく増えており、こうした傾向は今後も続くものと推測されます。

また、固定制知的障がい特別支援学級を利用する児童・生徒の数については、大きな増減はなく一定数で推移しています。

○通級制情緒障がい特別支援学級（特別支援教室）の利用児童・生徒数

各年度5月1日現在

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	74	97	117	123	152
中学校	7	9	3	6	18

※小学校は平成24年度から、中学校は平成28年度からの特別支援教室利用者数

○固定制知的障がい特別支援学級の利用児童・生徒数

各年度5月1日現在

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	32	33	26	26	29
中学校	22	17	20	22	22

3 教育研究所の事業概要と現状

現在の教育研究所は、市における教育の充実及び振興を図るために平成5年に設置され、主に次のような事業を実施しています。

- 教育に関する資料の収集、調査、研究及び普及に関すること。
- 教職員の研究、研修及び相談に関すること。
- 教育相談に関すること。
- 不登校児童、生徒の適応指導に関すること。
- その他必要と認める事業

●教育研究所の主な事業内容

(1) 教育相談（来所・電話）

市在住の就学前の幼児、小・中学生及び保護者の悩みや心配ごとについて臨床心理士等の資格をもつ専門教育相談員が相談に応じています。

- ・発達・ことばの相談については、言語聴覚士が対応します。
- ・相談内容により面接や遊戯療法、言語指導を行います。
- ・各小学校に週2回専門教育相談員が勤務し相談に応じます。また、月2回言語聴覚士が訪問し、ことばや聞こえを中心に相談に応じ、助言と支援を行います。
- ・電話相談は、長い教職経験をもつ元教育管理職の相談員が中心となり対応します。

① 来所相談

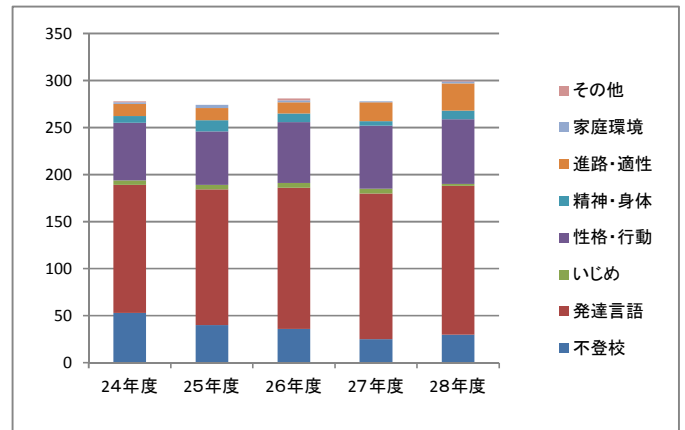
来所相談は、平成28年度では新規件数が半数以上を占めており、相談件数全体としても増加傾向にあります。相談の内容としては「発達言語」が全体の約半数、次いで「性格・行動」となっています。

ア 来所相談件数（平成 28 年度） 開室日数 240 日

新規件数	継続件数	合計
168 件	132 件	300 件

イ 相談件数の推移（来所）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
不登校	53	40	36	25	30
発達言語	136	144	150	155	158
いじめ	5	5	5	5	2
性格・行動	61	57	65	67	69
精神・身体	7	12	9	5	9
進路・適性	13	13	12	20	29
家庭環境	2	3	2	1	2
その他	1	0	2	0	1
計	278	274	281	278	300

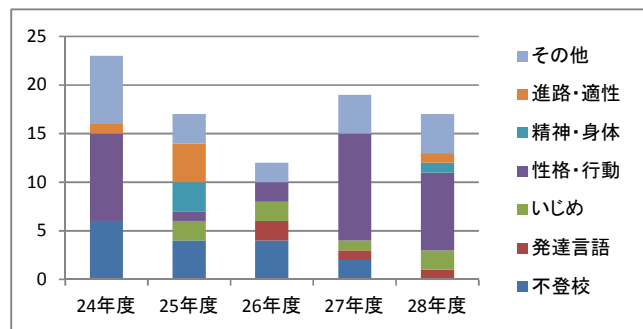


② 電話相談

教育相談所に寄せられる電話相談の件数は、総数としては概ね20件前後で推移しています。主な相談内容として、最近では性格・行動に関する相談が約半数を占めている状況です。

相談件数 (延べ回数)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
不登校	6	4	4	2	0
発達言語	0	0	2	1	1
いじめ	0	2	2	1	2
性格・行動	9	1	2	11	8
精神・身体	0	3	0	0	1
進路・適性	1	4	0	0	1
その他	7	3	2	4	4
計	23	17	12	19	17



(2) スクールソーシャルワーカー (SSW)

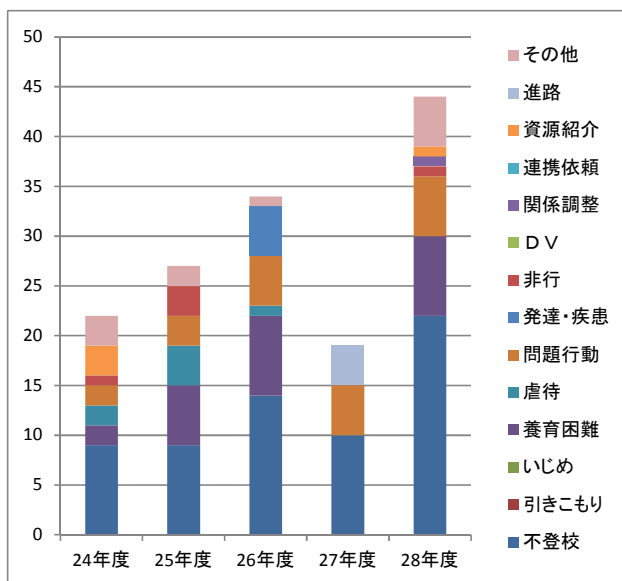
社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー (SSW) を配置し、市内の全小・中学校を対象に、不登校、いじめ、虐待、家庭の養育などの問題を抱える児童・生徒、保護者への支援を行い、課題を抱える本人を取り巻く学校、家庭、地域の関係機関 (医療機関、児童相談所等) とのネットワークを築き、連携しながら解決を図っています。

学校の要請により SSW を派遣し、社会福祉の専門的知識、技術や理論等に基づいて

支援活動を行います。

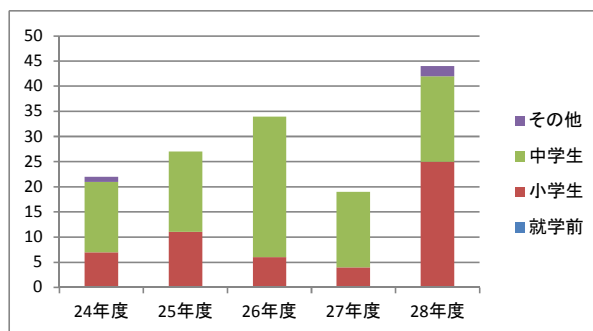
ア 主訴別対応件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
不登校	9	9	14	10	22
引きこもり	0	0	0	0	0
いじめ	0	0	0	0	0
養育困難	2	6	8	0	8
虐待	2	4	1	0	0
問題行動	2	3	5	5	6
発達・疾患	0	0	5	0	0
非行	1	3	0	0	1
DV	0	0	0	0	0
関係調整	0	0	0	0	1
連携依頼	0	0	0	0	0
資源紹介	3	0	0	0	1
進路	0	0	0	4	0
その他	3	2	1	0	5
合計	22	27	34	19	44



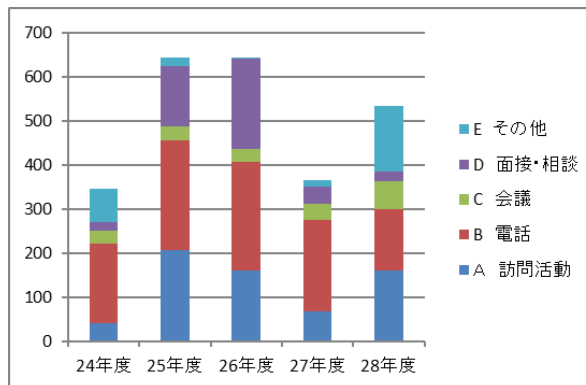
イ 対象者別件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
就学前	0	0	0	0	0
小学生	7	11	6	4	25
中学生	14	16	28	15	17
その他	1	0	0	0	2
合計	22	27	34	19	44



ウ 活動総計

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
A 訪問活動	42	208	162	68	161
B 電話	180	249	246	209	139
C 会議	30	30	29	36	64
D 面接・相談	18	137	204	38	22
E その他	77	20	4	14	148
合計	347	644	645	365	534



(3) 訪問派遣指導（ゆうあいフレンド）

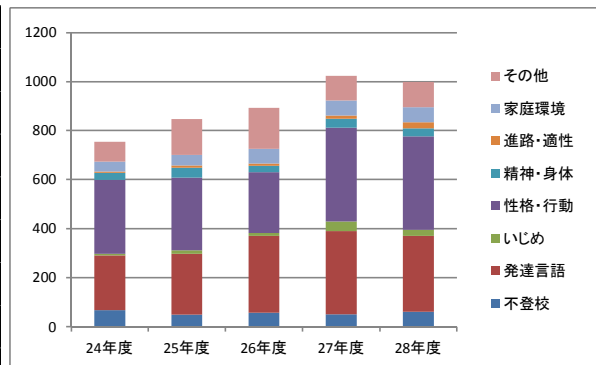
不登校による家庭での閉じこもり及び生活指導上援助を要する児童・生徒に対し、相談員（ゆうあいフレンド）が家庭訪問・ゆうゆう教室訪問・学校訪問を行い話し相手、相談相手、遊び相手となり子どもの心をやわらげ、人間関係を回復し、社会適応のための自立を支援するとともに、特別支援教育として学校巡回指導を行い、特別な支援を必要とする児童・生徒（LD・ADHD等）への指導・援助をしています。家庭訪問は、週1回とし、1回の訪問時間は4時間以内、学校への訪問は、原則週1回とし、1回の訪問時間は5時間以内としています。

① 小学校訪問相談（教育相談）

小学校へ訪問しての教育相談は、全体の件数が平成27年度から大きく増えています。相談の内容としては「性格・行動」が全体の約4割、次いで「発達言語」が全体の約3割を占めています。また、相談者の内訳は、教員等が多数を占める状況に変わりはありませんが、本人や保護者からの相談が増えつつあります

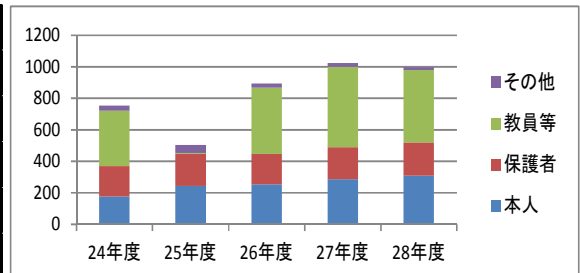
ア 相談件数

6校合計	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
不登校	68	50	57	51	62
発達言語	222	248	313	339	308
いじめ	8	14	13	39	25
性格・行動	301	296	247	382	381
精神・身体	29	41	26	38	33
進路・適性	5	8	9	13	25
家庭環境	40	43	61	60	61
その他	81	148	167	102	103
合計	754	848	893	1024	998



イ 相談者の内訳

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
本人	175	244	254	285	307
保護者	194	203	194	205	213
教員等	352	7	420	510	460
その他	33	49	25	24	18
合計	754	503	893	1024	998

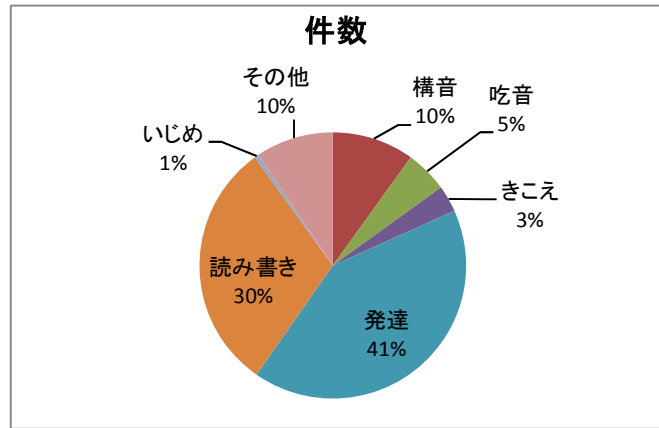


② 小学校訪問相談（発達・ことば）

平成 28 年度における小学校へ訪問しての発達・ことばに関する相談は、全体の延べ相談回数が増加傾向にあります。

ア 相談件数

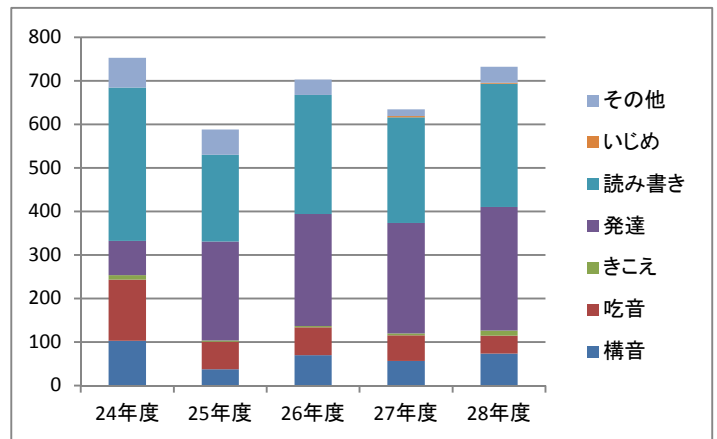
	件数	相談者			
		本人	保護者	教員	その他
構音	37	16	4	17	0
吃音	19	5	3	11	0
きこえ	12	4	1	6	1
発達	154	30	21	100	3
読み書き	113	35	21	56	1
いじめ	2	0	0	2	0
その他	35	11	3	21	0
合計	372	101	53	213	5



※学校勤務日数（延） 110 日

イ 延べ相談回数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
構音	103	38	70	57	74
吃音	141	63	64	59	41
きこえ	10	3	3	4	12
発達	79	227	257	253	283
読み書き	351	199	273	243	283
いじめ	0	0	0	3	2
その他	69	58	36	15	37
合計	753	588	703	634	732



※H25 から分類方法変更

（４）適応指導教室（ゆうゆう教室）

ゆうゆう教室は、学校へ登校できない児童・生徒を対象にした適応指導教室です。家に引きこもらず、心を開いて活動するとともに社会的自立を目指した活動の場を提供しています。そのために、在籍校と連携しながら、教員経験のある職員や臨床心理を学んだ指導員が、自学・自習を基本とした個別又は小集団による学習支援及び豊かな人間関係を築くための適応指導を行っています。活動内容としては、学習のつまずきを克服することや、基礎学力を身に付けたり、応用力を養うなど各自の課題に合わせて学習しています。また、学びを深めるとともに人間関係を豊かにするために調理、園芸、宿泊などの体験活動に取り組む機会があります。利用者数は、毎年ほぼ同程度となっています。

ゆうゆう教室利用状況

学年	年 度				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
小 1	0	0	0	0	0
小 2	0	0	0	0	0
小 3	0	0	0	0	0
小 4	0	0	0	0	0
小 5	0	1	0	0	0
小 6	0	1	1	0	0
中 1	1	3	2	2	2
中 2	5	3	6	4	5
中 3	6	7	3	8	7
合 計	12	15	12	14	14

(5) 教員研修への支援

教育アドバイザー等による、主に若手教員（1年次、2年次、3年次）に対する授業観察や面談を実施しています。授業観察や面談の実施により、若手教員の授業力や生活指導力の向上を図っています。

(6) 「展望」発行

「展望」では、学校で優れた実践や授業を展開している事例等を公開しています。保護者及び地域の人々の学校教育に対する理解を深め、さらに教員の意欲の喚起につなげます。ホームページでも公開しています。

4 狛江市の教育支援に関する課題

こうした現状から、狛江市では、就学前の発達支援に関する相談及び不登校児童・生徒が増加傾向にあり、機能強化を図る必要があります。また、不登校児童・生徒の中の半数近くが発達に何らかの課題があることが指摘されています。

こうした状況が今後も継続していくことが想定されることから、増加するニーズを見据えつつ、それぞれにきめ細かく対応していくことが求められます。とりわけ、発達支援に係る相談体制を強化するとともに拡充することが重要です。特に、複合施設としての機能を十分に発揮し、他のセンター機能と有機的に連携しながら、切れ目のない一貫した支援が可能となるような体制が必要です。

そして、今後生じる新たな教育課題に対応するため、特別支援教育をはじめとする個に応じた多様な教育支援に係る課題として以下のように整理します。

- ①学校及び教育相談部並びに適応指導教室の連携強化が必要
- ②中学生に対する教育相談を充実させることが必要
- ③不登校児童に対する居場所づくり及び支援が必要
- ④学習に遅れがある児童・生徒に対する補足的な学習支援の拡充が必要
- ⑤発達に課題がみられる幼児に対する就学に向けた適応指導が必要
- ⑥特別な支援を必要とする児童・生徒の二次的な障害及び不登校等の予防的な機能の拡充が必要
- ⑦スクールソーシャルワーカー（S S W）の有効な活用システムの確立が必要
- ⑧教育に関する資料の収集、調査、研究及び普及に関する機能維持のための環境整備が必要
- ⑨教育に関する研修及び相談に対応するためのシステムの確立と環境整備が必要

5 教育支援センター整備の基本理念

教育支援センターは、児童生徒の社会的自立に向けて、相談及び適応、学習等に関する円滑な支援を行うとともに学校教育における新たな教育課題への対応及び支援のために設置します。児童・生徒が人と人との温かなつながりの中で個性を伸ばし、自分の力で未来を拓くことができるよう、支え導く教育の拠点でありたいと考えています。

基本理念

温かなつながりの中で

伸びやかな未来を拓く教育支援の拠点

6 教育支援センターの機能

複合施設の一つの機能として教育支援センターを整備するにあたっては、基本理念に則り、従来の教育研究所としての機能を保持しながら、前述の課題をふまえて新たな機能を追加します。

そのため、子育て・教育支援複合施設における教育支援センターの機能として、以下の通りとします。

(1) 教育支援センター機能

- ア 教育相談
- イ 就学相談
- ウ 不登校等の児童・生徒等の支援
- エ 学校生活に配慮を要する児童、生徒等への支援

(2) 教育研修センター機能

- ア 教育に関する情報の収集・整理・提供
- イ 教育に関する各種調査・研究
- ウ 教職員の研修

また、整備にあたっては、課題をふまえて優先すべき機能や他施設との連携の必要性等の観点から整理し、教育支援センターで充実する機能を以下のとおりとします。

機能① 「教育相談・就学相談の推進」

就学前の幼児及び児童・生徒の教育上の問題に関する相談に応じることで、教育の充実と進展に資することができるようにします。就学前の幼児、児童及び生徒の教育相談、訪問教育相談、就学相談（特別支援教育）を充実させ、活動を推進します。

配慮を要する児童・生徒に対する適切な支援及び不登校予防・早期対応の実現に向け、小・中学校及び教育相談部並びに適応指導教室の連携を強化した教育相談体制を整備します。さらに、中学生への教育相談機能が組織的に推進できるよう連携を強化します。

また、保育園・幼稚園等から小学校への就学に当たり、集団適応を円滑にするために、遊戯療法や行動療法または小集団での適応指導等を行います。また、小学校から中学校へ進学する際など、支援が途切れることのないように、現在本庁舎で行っている就学相談を教育支援センターで実施し、一貫した対応を図ります。

機能② 「不登校等の児童・生徒等の支援の充実」

ア 適応指導教室（ゆうゆう教室）・訪問相談員派遣（ゆうあいフレンド派遣）

ゆうゆう教室では、通常の学校生活に適応できず、不登校傾向にある市内在住の小中学校の児童・生徒に対して適切な指導と学習の援助を行い、在籍学校への復帰を図ります。また、ゆうあいフレンドでは、不登校による家庭での閉じこもり及び生活指

導上援助を要する児童・生徒に対し、相談員（ゆうあいフレンド）が家庭訪問・ゆうゆう教室訪問・学校訪問を行い、話し相手、相談相手、遊び相手となり子どもの心をやわらげ、人間関係を回復し、社会適応のための自立を支援するとともに、特別支援教育として学校巡回指導を行い、特別な支援を必要とする児童・生徒（LD・ADHD等）への指導・援助を行います。

イ 補充的な学習支援の拡充及び小学生の居場所づくり

学習の遅れは不登校等の適応課題の大きなファクターとなります。そのため、必要に応じて、補充的な学習支援を行い、基礎学力の定着を図ります。

現在、適応指導教室は中学生が中心となっているため、関係機関等と連携し不登校傾向にある小学生の居場所をつくり、早期の段階での適応指導ができるようにします。

機能③ 「学校生活に配慮を要する児童・生徒等への支援の強化・充実」

中学校における問題行動を未然に防ぐために、必要に応じて訪問相談や学校支援会議に参加する体制を確立させ、小学校からの切れ目のない一貫した支援が実現できるようにします。また、相談件数の増加や相談内容の多様化による、専門教育相談員のニーズの高まりをふまえ、滑らかな就学あるいは進級・進学への支援を実現するために、勤務日数の拡充を図ります。

また、学校における問題行動への対応のために、SSWを増員させ福祉的支援を充実させるとともに、SSWの有効な活用システムを確立するために、同様の専門職のスーパーバイザーを雇用し、SSWがスーパーバイズできる体制を整え、ケースについて相談や検討することにより、質の高い支援ができるようにします。また、連絡協議会を開催し組織的にSSWの活用の在り方を検討します。

機能④ 「職員室の統合による支援スタッフルームによる組織力の強靱化」

職員室を関係者が執務する支援スタッフルームとし、教育、心理、福祉の組織力の強靱化を図ります。具体的には、教育相談部と適応指導教室の情報共有を図り、不登校児童・生徒に対し、より迅速且つ的確な支援を行います。また、専門相談員とSSWの連携を強化します。

機能⑤ 「教育研修センター機能の充実」

ア 学校教育における新たな教育課題への対応及び研修の拡充

全ての学校の全ての学級で、全ての児童・生徒が生き生きと過ごし、自分のもち得る力を最大限に伸ばせるよう、教員の指導力を向上します。そのために、産学官協定等を活用し、児童・生徒理解に基づいた教育課題への的確な対応が実現できる教員の育成とコンサルテーションを行います。

イ 特別支援教育・不登校等に関する資料・調査研究センターとしての設備

特別支援教育・不登校等に特化した資料・調査研究センターとして、書籍や資料を設置し、教員が活用できるようにすることで、特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒の二次的な障害及び不登校等の予防的な機能を拡充するため、教員の理解啓発を図ります。

7 各センターとの連携推進

子どもたちの健やかな成長と社会的自立に向けて、関係機関が円滑に連携を図り、様々な施策を計画的・総合的に推進することができるよう、その機能を拡充する必要があります。そのため、特別支援教育及び一貫した療育を推進するために、関係諸機関が相互にその役割、機能を相乗的、効果的に発揮し、一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な支援について教育・福祉・子育てがお互いに連携し充実させます。

また、子どもを的確にアセスメントし、関係機関が情報を共有し、切れ目がない教育支援、発達支援、子育て支援を実現することで、よりの確に指導・支援をすることができます。そのためには、従来教育で取り組んできた「ふさわしい環境」「教育内容・方法の充実」「教育委員会・関係機関の支援体制」に加えて、より幅広い関係組織との連携を強化することにより、子どもの健やかな成長のための支援を図ります。

8 教育支援センター諸室への展開について

機能	諸室名称	整備計画
相談	支援スタッフルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・受付は利用者が戸惑うことがないよう配慮する。 ・廊下から中が見えるようにガラスの面を多くとる。 ・必要な書庫収納スペースを確保する。 ・事務処理やミーティング等の執務スペースの確保、相談室との位置関係等に配慮する。
	相談室・観察待合室	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室の出入りに関しても、相談者のプライバシー（防音）が保護される環境に配慮する。 ・相談室は、相談者が落ち着いた雰囲気の中で相談できるよう環境に配慮する。また、各相談室（2室）に言語発達指導で活用するための小さな水道をつける。
支援	プレイルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・行動観察、行動療法、プレイセラピー、箱庭療法等を行うため、運動器具を設置する設備や箱庭や玩具等を保管するスペースが必要である。
	適応指導教室 （ゆうゆう教室1）	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の自学、自習や小集団の学習活動を行うため、低いパーテーション等で区切られるようにする。 ・家庭科実習の設備を要するとともに安全に活動ができるように配慮する。
	適応指導教室 （ゆうゆう教室2）	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽的な活動を行うため、ピアノ等の楽器を設置する。また、定期考査の会場となるため、防音に配慮する。
	バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆうゆう教室用に菜園スペースを確保するとともに日光を浴びて体を動かすことができるスペースは必要である。 ・転落事故防止のためにフェンスの高さに配慮する。

<p>研究所機能</p>	<p>教育情報室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書籍や資料の蔵書スペースとなる。パソコンが設置できるようにする。 ・グループミーティング等ができるようなスペースを設ける。 ・支援スタッフルームから直接出入りできるようにする。
--------------	--------------	---

9 教育支援センターの管理運営について

教育研究所については、これまで教育委員会の監督下により運営しています。また、新たな教育支援センターにおいても、専門教育相談員は学校と教育支援センターで勤務しており、就学相談や専門家チームによる巡回相談にも参画します。また、適応指導教室は不登校をはじめとする様々な課題を抱える児童・生徒に対して、学校や指導室と連携し対応する必要があります。そのため、教育支援センターは引き続き教育委員会により直営で管理運営します。また、教育研究所としての教育に関する資料の収集、調査等の機能や教員の研修、研究の機能についても、そのまま継続して教育委員会の所属機関とします。

しかし、適応指導教室に関しては機能拡充を図るため、専門性のある事業者等と連携協力を図るなど今後のあり方を検討します。

なお、これまでの研究所としての機能に加え、児童・生徒への発達支援など様々な教育ニーズに応じた機能を新たに付加するため、名称を「教育支援センター」とします。

10 オープンまでのスケジュール

平成 31 年度の子育て・教育支援複合施設の新設に向け、次のスケジュールに即して準備等を進めるものとします。

なお、現在の教育研究所の場所に複合施設を建設するため、建て替え中は代替場所に仮移転し運営します。

